

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和6年1月25日

子どものネットトラブル ～ ゲームでの高額利用や誤登録 ～

内容

- 小学生の息子が、家族で共有しているタブレットを使って、オンラインゲーム（以下、ゲーム）で20万円も勝手に課金していたことが分かった。母親がタブレットに登録していたクレジットカード（以下、カード）を使って課金していたようだ。3日前、携帯電話料金の請求メールが届き発覚した。どのようにしたらよいか。（30代、男性）
- 昨日、中学生の娘が私のスマホを使っていて、誤ってアダルトサイトにアクセスしてしまい、登録完了となったようだ。娘が慌ててサイトに連絡すると、「既に会員登録されている。退会には30万円必要だ。請求書を送る」と言われた。どうすればよいか。（40代、女性）

消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センターなどに寄せられる小中高生の相談では、インターネット（以下、ネット）に関連する相談が多く見られます。

相談事例では 保護者に内緒でゲームでの高額な課金をしていた アダルトサイトで突然「登録完了」の画面が表示され、退会費用を請求された 1回だけのつもりで健康食品や化粧品を注文したが、定期購入が条件となっており、2回目以降が高額で支払えない などのトラブルがあります。

子どもがトラブルに遭わないよう、次の点に注意しましょう。

日頃から家族でネット利用に当たってのルールを話し合っておく。

子どもにカードを使うことはお金を支払うことと同じであることを理解させる。

子どもがネット上のサービスを利用する前に、保護者が一緒に契約内容をしっかり確認する。必要な範囲で、子どもの利用に制限をかけることができるよう事業者が設けているペアレンタルコントロールやフィルタリング機能を活用する。

スマホ、タブレット端末、ゲーム機のカード情報の登録状況や利用限度額、キャリア決済の設定状況を確認し、暗証番号の管理を徹底する。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

【相談受付時間】 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

